

京都市告示第505号

京都市青少年活動センター条例第4条ただし書きの規定に基づき、次のとおり京都市中央青少年活動センターを臨時に休所します。

令和6年11月15日

京都市長 松井孝治

1 臨時休所する期間

令和7年1月21日（火）～同年1月24日（金）

2 臨時休所する理由

京都市中央青少年活動センター（ウィングス京都）の工事のため。

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課）